

●香川県告示第165号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項に規定する指定区域を指定する。

平成21年3月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定区域（廃止済産業廃棄物最終処分場）

指定番号	所在地	埋立地の区分
香産-38	綾歌郡綾川町滝宮字松崎上2621番1、2622番1、2623番2、2623番5、2623番9、2623番10、2623番11、2623番12、2623番17、2623番19、2623番24、2625番11、2625番15、2625番19、2625番31、2625番32、2625番33、2625番34、2625番35、2625番36、2652番1、2652番8、2652番9 以上23筆のそれぞれの地番の全部又は一部	省令第12条の31第1号
香産-39	綾歌郡綾川町滝宮字松崎上2525番1、2525番4、2526番4、2526番5、2526番6、2526番7、2526番8、2526番13、2526番17、2552番1、2552番3、2556番、2557番2、2562番、2563番、2564番1、2564番2、2565番、2566番1、2566番2、2567番 以上21筆のそれぞれの地番の全部又は一部	省令第12条の31第1号
香産-40	さぬき市志度字赤馬崎2020番4の一部	省令第12条の31第1号
香産-41	坂出市府中町字檀谷1770番2、1833番2、1833番4、1835番1、1835番2、1836番、1837番3、1837番4、1837番5、1837番6、1841番、1842番1、1843番2、1844番1、甲1851番、乙1840番、乙1843番2 以上17筆のそれぞれの地番の全部又は一部	省令第12条の31第1号
香産-42	坂出市府中町字笹谷6209番2、6209番8、6210番2、6212番 以上4筆のそれぞれの地番の全部又は一部	省令第12条の31第1号
香産-43	綾歌郡綾川町山田上字上鎌手甲575番4、甲576番2、甲576番3、甲577番1、甲577番2、甲578番1、甲578番2、甲578番3、乙119番2、乙119番4、乙119番5、乙120番1、乙120番2、乙120番4、乙120番5、乙120番6、乙120番7、乙120番8、乙120番9、乙120番10、乙120番11、乙122番2、乙122番4 以上23筆のそれぞれの地番の全部又は一部	省令第12条の31第1号
香産-44	坂出市沙弥島字南通224番1の一部、224番13の一部	省令第12条の31第1号
香産-45	綾歌郡綾川町千疋字土橋竹谷1386番2、1387番2、4345番1、4345番5 以上4筆のそれぞれの地番の全部又は一部	省令第12条の31第1号
香産-46	観音寺市瀬戸町4丁目甲4124番1、甲4124番5、甲4124番6、甲	省令第12条の31

	4124番7	第1号
香産-47	綾歌郡綾川町山田下字四十八924番1、924番2、924番3、926番、928番2、928番3、930番2、930番3、934番、935番2、937番1、937番2、937番3、937番4、937番5、938番、939番1、939番2、940番1 以上19筆のそれぞれの地番の全部又は一部	省令第12条の31 第1号
香産-48	さぬき市鴨庄字池奥4472番6の一部、4472番8の一部	省令第12条の31 第1号
香産-49	さぬき市鴨庄字大人4296番1、4304番4、4305番1、4305番2、4307番、4308番1、4308番3、4310番、4610番1、4610番17、4610番18、4610番20、4610番49、4610番50、4610番51 字神明谷4311番、4316番1 以上17筆のそれぞれの地番の全部又は一部	省令第12条の31 第1号
香産-50	綾歌郡綾川町山田下字秋野2670番1、2672番1、2672番6、2672番7、2672番8、2674番1、2674番6、2674番10 以上8筆のそれぞれの地番の全部又は一部	省令第12条の31 第1号
香産-51	さぬき市津田町津田字御座田505番1の一部	省令第12条の31 第1号
香産-52	坂出市林田町字滝新開4265番2の一部	省令第12条の31 第1号
香産-53	仲多度郡まんのう町岸上字池下1730番70の一部	省令第12条の31 第1号
備 考		
1 所在地は、告示日までに確認できた地番を記載する。		
2 埋立地の区分の欄中「省令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。		
3 指定区域ごとの帳簿及び図面は、香川県環境森林部廃棄物対策課において、一般の縦覧に供する。		